

2022年3月31日までの3年間に限り、 風しん抗体検査・予防接種を公費で受けられます。

本州の大都市圏を中心に、風しん患者が増えています。
特に、定期接種の機会が1度もなかった昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性が、他の世代に比べ免疫が低い方が多い状況です。
そのため、2021年度末までの間、下記のとおり抗体検査及び予防接種ができます。



- 対象者 昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性
※今年度は、昭和47年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性にクーポン券を郵送します。
(昭和37年4月2日～昭和47年4月1日生まれの男性についても、抗体検査及び予防接種が可能です。
希望される方には、クーポン券を送付しますので健康増進課へご連絡ください。)
- 対象の方には、まずは抗体検査を受けていただき、抗体検査の結果、十分な抗体がない方は、予防接種の対象となります。

【町内】

下記の医療機関で実施しています。クーポン券が手元にある方は直接ご予約ください。

名称	電話受付時間	予約	受診可能項目	
			抗体検査	予防接種
門別国保病院	月～金曜日 8：30～11：30／13：00～16：00	要予約 01456－2－5311	○	○
日高国保診療所	月～金曜日 8：30～11：30／13：00～16：00	要予約 01457－6－2155	○	○
富川国保診療所	月～金曜日 8：30～11：30／13：30～16：00	要予約 01456－2－0340	○	○
勤医協厚賀診療所	木・金曜日 9：00～12：00	要予約 01456－5－2711	○	○

【町外】

厚生労働省ホームページ 風しん抗体検査・風しん第5期定期接種受託医療機関のページをご参照ください（随時、更新されています）。

【お問い合わせ先】 日高町役場健康増進課 健康増進グループ 01456- 2 -6571
日高総合支所地域住民課 健康・介護グループ 01457- 6 -3173

保育所等入所希望者及び入所者へのお知らせ

「令和2年度支給認定申請書（新規）」「令和2年度保育所入所申込書」 「令和元年度支給認定現況届」の提出について

令和2年度保育所等の入所申込を令和元年12月2日(月)から受付しますので、必要事項(マイナンバーも必要)を記入し、受付(届出)期間内に窓口へ提出してください。

また、現在日高町から支給認定を受け保育所等に入所されている児童の保護者は、令和元年度支給認定現況届の提出が必要になります。該当者へは12月上旬に届出用紙を送付しますので、必ず提出してください。

なお、新年度小学校入学のため退所する児童についても、現況届の提出は必要です。

1 提出区分別(児童ごとの提出書類)

(1)新規入所:令和2年4月以降、新たに保育所入所を希望される方

- ①令和2年度支給認定申請書
- ②令和2年度保育所入所申込書

※下記の各受付窓口に書類を設置していますので、必要書類を準備し、提出をお願いします。

(2)継続入所:現在児童が入所中で、令和2年4月以降も継続して入所される方(年中組以下の児童)

- ①令和元年度支給認定現況届
- ②令和2年度保育所入所申込書

※後日郵送する通知に詳細を記載しています。

(3)年度末退所:現在児童が入所中で、令和2年3月で退所される方(年長組など)

- ①令和元年度支給認定現況届

※後日郵送する通知に詳細を記載しています。

(4)添付書類((1)~(3)共通)

- ①在職証明書・自営業(内職)に係る申告書等
- ②上記の他、入所条件により必要となる書類(例:診断書、母子手帳の写し等)

2 受付(届出)期間

令和元年12月2日(月)から令和2年1月15日(水)まで

(受付時間:役場開庁日の8:30から17:15)

3 受付窓口

- (1)日高町役場 子育て福祉課 電話 01456-2-6183
- (2)日高総合支所 地域住民課 電話 01457-6-3173
- (3)水・くらしサービスセンター 電話 01456-2-0255
- (4)厚賀出張所 電話 01456-5-2111

4 日高町の保育所

	保育所名	住所	定員	受入年齢
1	日高保育所	本町東3丁目261-6	60名	生後6か月以上~小学校就学前
2	門別わかば保育所	字緑町11-6	75名	生後6か月以上~小学校就学前
3	富川二葉保育所	富川南1丁目9-2	120名	生後6か月以上~小学校就学前
4	厚賀すずらん保育所	字厚賀町214-1	45名	満1歳以上~小学校就学前

※保育時間(認定状況により下記利用時間に区分されます。)

- ・保育標準時間 8:00~17:45
- ・保育短時間 8:00~16:00

5 その他

(1)保育所等に入所できる児童は、その家庭が就労などの事由により保育を必要とする場合です。

ただし、上記の事由に該当されても保育所の定員が上限に達した場合、あるいは各クラスの定員に達した場合は入所できないことがあります。また、同居の親族の方が児童を保育することができる場合や、居住地、勤務地などを考慮し、利用の優先度や利用施設を調整する場合がありますのでご了承願います。

(2)保育所入所の決定通知書は、令和2年3月中旬に送付します。